

(別表1)

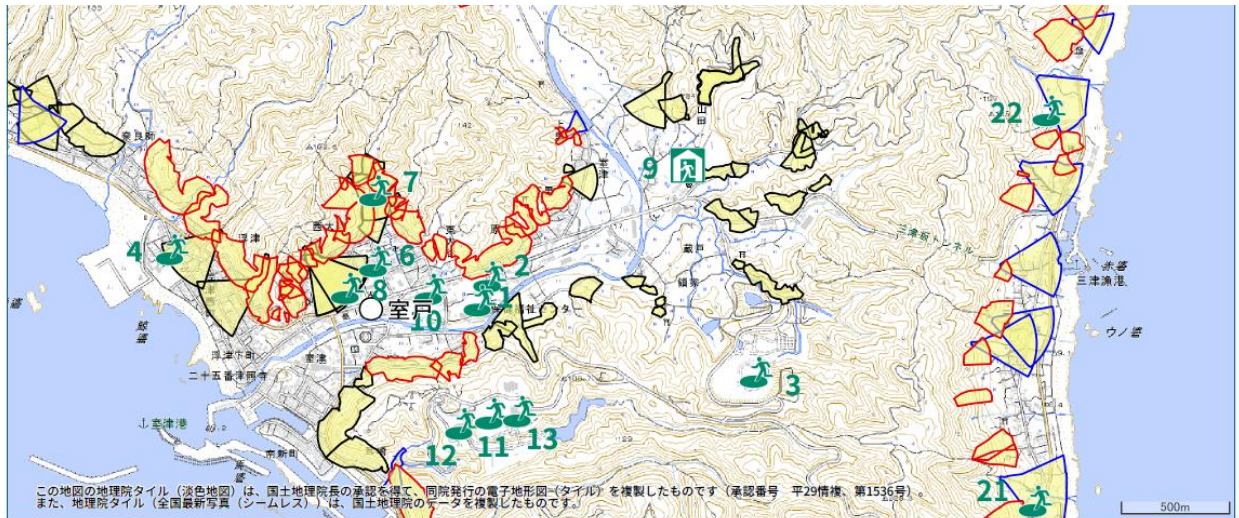
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

・土砂災害



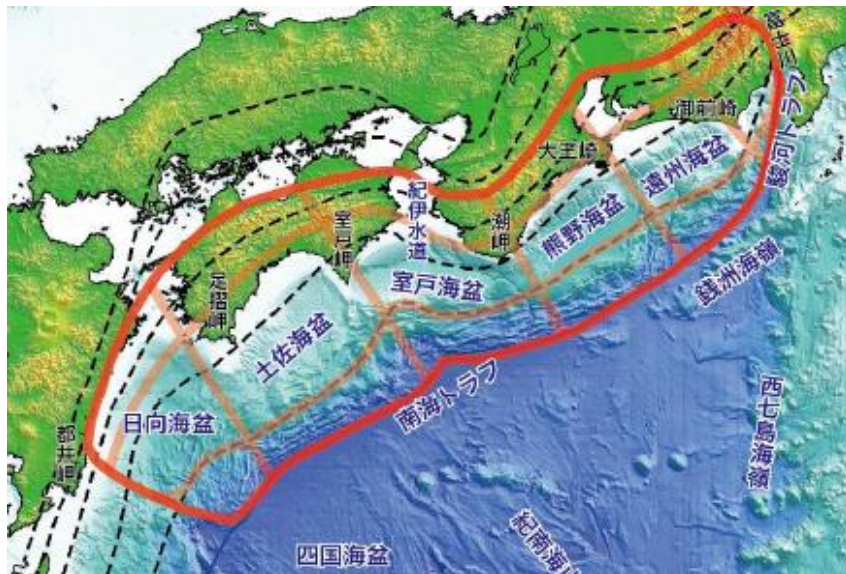
室戸市 室津地区 土砂災害ハザードマップより抜粋

当市のハザードマップによると商業集積地である浮津地区・室津地区が土砂災害警戒区域に指定されており、急傾斜地の崩壊や土石流による被害が想定される。

そのほか、海岸線を通る国道55号線沿いの地域の多くも土砂災害警戒区域に指定されている。

(地震、津波、液状化、長期浸水：ハザードマップ等)

・地震



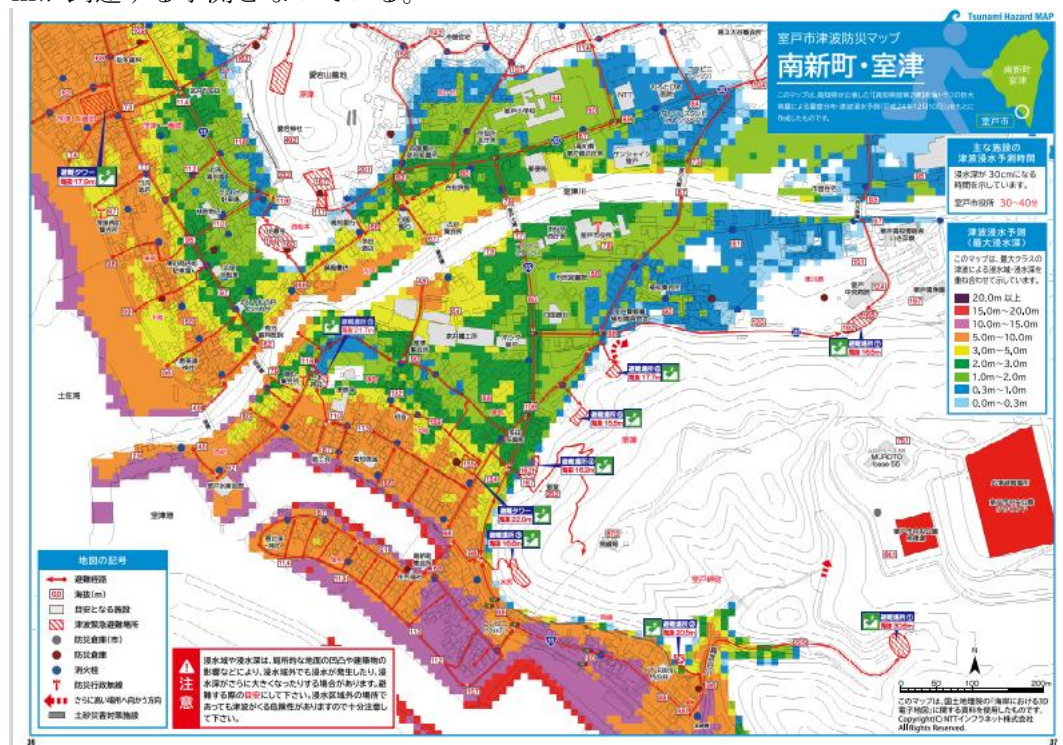
最大クラスの南海トラフ地震の震源域(赤線)(地震調査研究推進本部HPより)

地震調査研究推進本部（文部科学省）によると、南海トラフ地震の今後 30 年以内の発生確率は、70～80%となっている。

・津波

室戸市商工会の立地する地域は室戸市津波防災マップ及び津波浸水予測時間図によると、南海トラフ地震における津波による最大浸水深が 10～15m となっており、浸水深 30 cm が到達する予測時間は 5～10 分となっている。

また商業集積地である室津地区の多くが最大浸水深が 2m を超え、30 分以内に浸水深 30 cm が到達する予測となっている。



室戸市津波防災マップより

・液状化

室津川周辺地域において液状化の可能性が大のエリアとなっており、商業集積地である領家地区の大部分が液状化の危険がある。

(その他)

室戸市においてはこれまでも数々の暴風雨害に見舞われてきた。特に、平成 16 年の台風第 23 号において暴風雨や海水逆流による浸水や越波により広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、当市では死者 3 名、重軽傷者 7 名の人的被害に加え、全壊 5 戸、半壊 3 戸、床上浸水 11 棟、床下浸水 14 棟の住家被害を受けた。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 592 人
- ・小規模事業者数 564 人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
農業・林業・漁業	34	34	
建設業	88	85	
製造業	53	47	
情報通信業	1	0	
運輸・郵便業	13	11	
卸売・小売業	176	169	
金融業・保険業	8	4	
不動産・物品賃貸業	3	3	
専門・技術サービス業	3	3	
宿泊・飲食サービス業	100	98	
生活関連サービス業、娯楽業	62	61	
教育・学習支援	3	3	
医療・福祉業	14	14	
合計	592	564	

(3) これまでの取り組み

1) 室戸市の取り組み

- ・室戸市地域防災計画の策定（一般対策編・地震及び津波災害対策編）
- ・室戸市津波避難計画の策定
- ・津波避難施設の整備（避難路・避難タワー等）
- ・自主防災組織の育成及び防災訓練の実施
- ・災害備品等の備蓄

2) 室戸市商工会の取り組み

- ・室戸市商工会事業継続計画（BCP）策定、運用（BCM）
- ・高知県火災共済協、ジブラルタ生命保険㈱、東京海上日動火災保険㈱と連携した各種共済、ビジネス損害保険等の加入促進
- ・災害備品の備蓄

II 課題

- ・室戸市商工会の建物は南海トラフ地震において津波災害が発生した際には被災リスクが非常に高く、商工会業務を継続するための代替施設を確保する必要がある。
- ・また現状においては地区内小規模事業者に対する国及び高知県の施策の周知やBCP策定支援事業が十分に実施できていない。
- ・発災時の対応についても検討中の事項もあるなど、初動対応や応急対応について体制の確立と当会職員の防災スキル向上が課題となっている。
- ・災害備品等についても商工会BCPに則り購入を進めているが、商工会施設は津波被害を受けることが想定され、災害備品の保管ができないため、備蓄倉庫を確保する必要がある。
- ・計画策定後の訓練実施や備蓄資源の点検等を実施し、PDCAのマネジメントサイクルを回し、より事業継続支援計画の実効性を高めていくことが課題である。

Ⅲ 目標

- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、代替施設を確保する。
- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等のリスクを認識させ、国及び県の施策と合わせて事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時の初動対応・応急対応の体制を確立し、職員の防災スキル向上を図る。
- ・災害備品の備蓄倉庫を確保し、備蓄を進め、定期的に確認、見直しを行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに高知県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～ 令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を行う。

〈1、事前の対策〉

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・事業継続力強化支援に係るセミナーの開催や、巡回指導時に、ハザードマップ等を活用して事業所が立地する場所の災害等リスクの周知に努める。
- ・発災時の事業継続の影響を軽減するための取組として、相談窓口の設置や各種損保加入推進、国や県の支援策の周知等を行う。
- ・事業継続力強化計画の必要性を周知し、計画策定支援を行い、実効性のある取組の推進や、効果的な訓練などについて指導及び助言を行う。
- ・今回の新型コロナウイルス感染症の経験をもとに新型コロナウイルス感染症が社会に及ぼす影響を周知するとともに、今後の感染症対策につながる支援としてマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT化やテレワーク環境の整備のための情報や支援策の提供を行う。

2) 小規模事業者に対する災害対策向け県制度の紹介周知

- ・高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所認定制度、高知県中小企業耐震診断等支援事業費補助金制度、高知県南海地震・節電対策融資制度、高知県産業活性化融資（BCP分）制度、高知県災害復旧融資制度、高知県災害対策特別融資制度について周知を図る。

3) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、平成 29 年に BCP を作成後、定期的に見直しを行っている（別添参照）。

4) 高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所認定の取得

- ・現在高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所の認定は受けていない。当会の立地する地区は津波被害が想定されており、代替施設確保が認定取得のボトルネックとなっている。当計画の実行、推進と並行して行政と協議を進め、津波被害時の代替施設を確保した後 2 年以内を目途に認定取得を行う。

5) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結んでいるあいおいニッセイ同和損保及び東京海上日動に専門家の派遣を依頼し、職員向け研修会をはじめ、地区内商工業者全体を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

6) フォローアップ

- ・地区内小規模事業者の事業者 BCP や事業継続力強化計画の策定状況を確認し、未策定事業者への啓発、計画見直しが的確に行われているかのフォローアップを行う。

7) 当該計画に係る訓練の実施

- ・前掲 I 現状（1）地域の災害リスクで取り上げた自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施）。

〈2、発災後の対策〉

災害発災時には人命救助を第一とし、そのうえで次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

(a) 職員等の安否確認

- ・勤務時間内の場合は発災後 3 時間以内に職員の安否確認と来訪顧客の安全確認を実施し報告する。また、地域に於ける家屋被害や道路状況等、把握した範囲の大まかな被害情報を速やかに当会と当市で共有し、当会の災害対策本部の設置並びに BCP の発動及び応急対策の実施可否の確認を行う。
- ・夜間や休日の場合は職員自ら身の安全確保に努め、安否情報は緊急連絡網を活用し発災後 3 時間以内に報告する。尚、夜間・休日の発災時の職員参集範囲については、二次災害の防止を図るとともに当会防災マニュアルの職員行動基準に従い対応する。
- ・情報共有、報告、確認等を行ううえでの情報通信手段については、携帯電話を主に利用し、災害時は通信網の混乱が発生する可能性もあることから、固定電話のほか FAX、メール機能、LINE、インターネットも利用し行う。
- ・安否確認において確認する被害状況は以下の内容とする。
 - ①職員本人及び家族の被災状況
 - ②職員本人及び家族、周辺の家屋の被害状況
 - ③職員本人の出勤経路における道路状況
 - ④その他業務遂行に影響する被害

(b) 商工会施設の被害状況の確認

- ・津波災害や地震による設備の損壊が発生した際には、現在の施設において応急対策を実施することが困難となる可能性がある。施設の被害状況の確認を担当職員が行い、応急

対策が実施困難と判断された場合には代替施設にて応急対策を実施する。

(c) 新型コロナウイルス感染症の発生時

- ・新型コロナウイルス感染症の国内感染者が発生した際には、検温等により職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがいなどの徹底を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・災害の規模や被害状況等を情報収集し連絡体制を迅速に行い、応急対策を講ずる場合は、当会と当市の間で協議のうえ被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。想定する応急対応の内容は、概ね次の判断基準とする。

被害規模の目安と想定する応急対策

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	・地区内の10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ・地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは連絡網が遮断されており確認ができない	・緊急相談窓口の設置・相談業務 ・被害調査・経営課題の把握業務 ・復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	・地区内の1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している	・緊急相談窓口の設置・相談業務 ・被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・効果的な応急対策を実施するためには、当市が実施する応急対策の活動情報を共有しておくことが重要となるので被害情報等について以下に定める頻度で共有を行う。

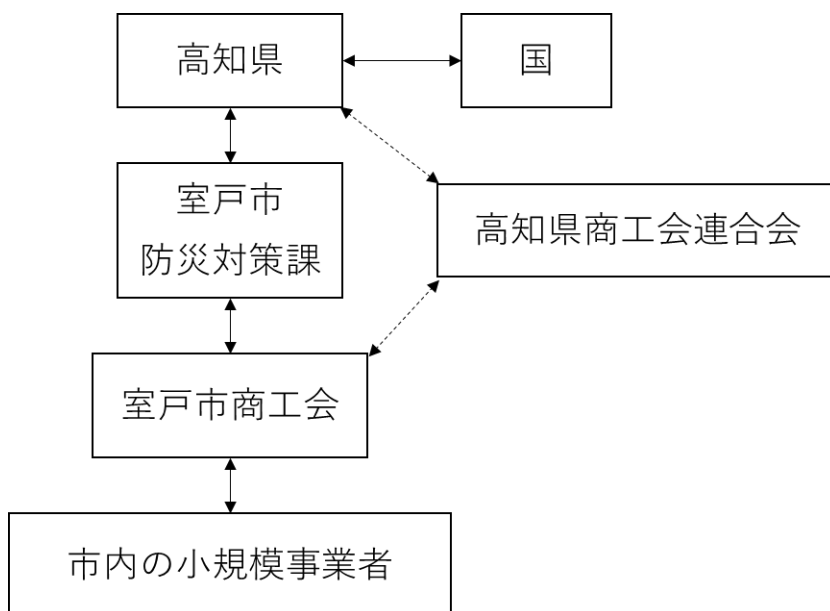
被害情報等の共有間隔

期間	情報共有する間隔
被災後～1週間以内	1日に2回（10時、15時）共有する
2週間以内	1日に1回（15時）共有する
1月以内	2日に1回共有する
1か月超	1週に1回共有する

- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

〈3、発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発災時は、地区内の商工業者及び管内の被害情報について、商工会員並びに住民等の協力を得て的確に収集し、迅速な報告を行うとともに指揮命令についても円滑に行うことができる仕組みを構築する。連絡体制図は以下の通りである。



- ・地震等大規模な被災地域では、地盤条件が変化し、少ない降雨でも土石流や地すべり等の土砂災害が発生する危険性が増大する。よって、当会が実施する被害状況の把握など情報収集の初動対応については、二次災害の発生を抑制する為、土砂災害防止法に基づき国や県が実施した緊急調査結果情報を、関係機関を通じ速やかに共有し、警戒区域等には立ち入らないなど被災地域での活動について室戸市災害対策本部の指示を確認する。
- ・被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法については、独自の様式をもって行う。
- ・被害額の算定は、中小企業庁の『中小企業 BCP 運用指針第 2 版』に基づき、事業の復旧に必要な費用(再調達価格)を見積もることとする。
- ・当会と当市が共有した情報を高知県の指定する方法により報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を高知県の指定する方法にて当会又は当市より高知県へ報告する。

〈4、応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の設置等については関係機関と相談し対応する。また、国、県が実施する支援施策に従い、依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。
- ・相談窓口の設置に当たっては、安全性確保が確認されたあと商工会館において実施する。現在地の商工会館が被災した場合の代替施設については、関係機関と相談するなど今後の検討課題とする。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の把握に努め、災害発生後、事業継続にむけた諸課題を経営者と共有し、速やかにそれぞれの企業の実態に即した支援策・解決策を提言するなど、事業者寄り添ったきめ細やかな伴走型支援を実施する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や高知県、室戸市の施策)について地区内小規模事業者へ周知する。

〈5、地区内小規模事業者に対する復興支援〉

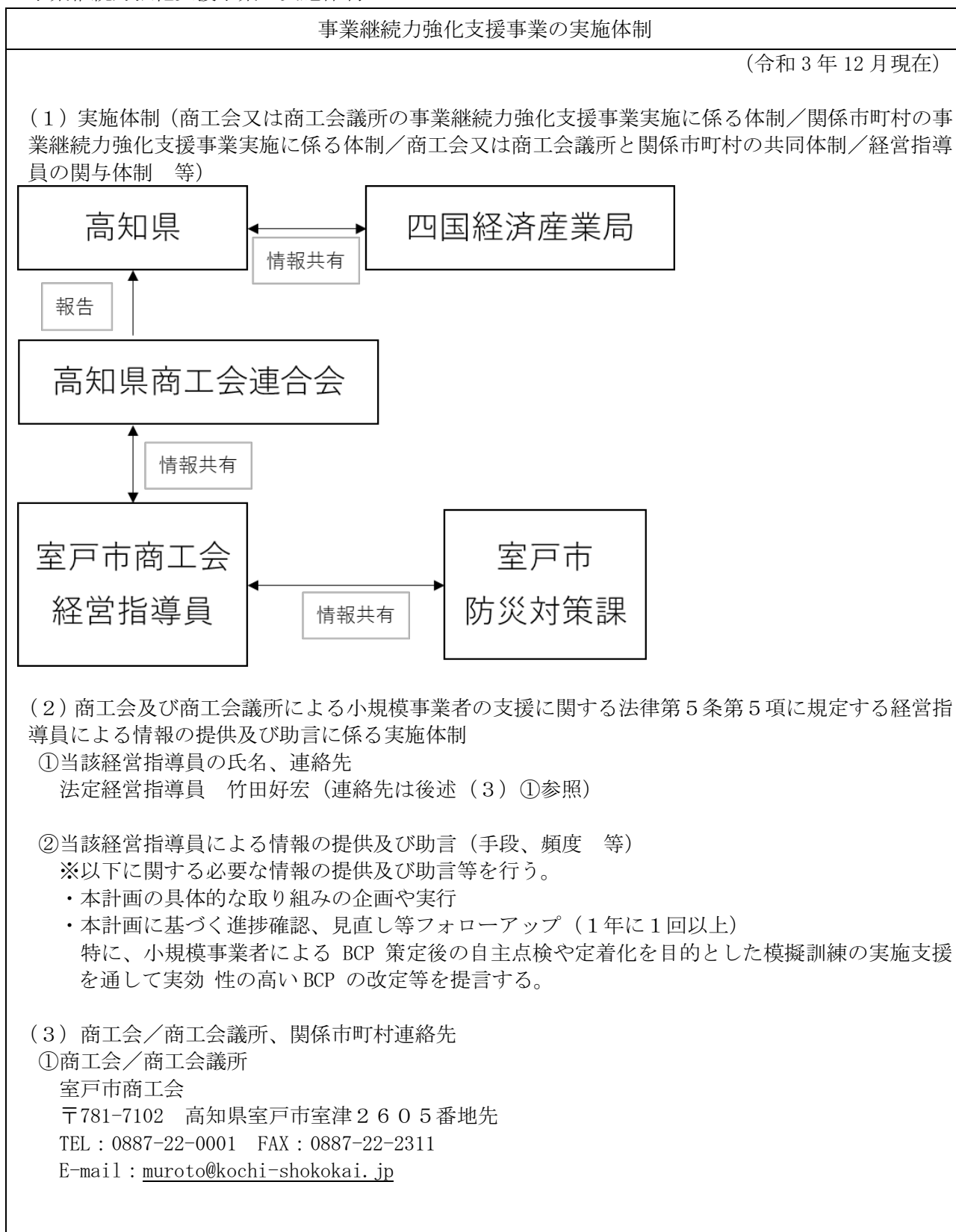
- ・高知県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を行う。具体的には、災害時における中小企業対策としての相談窓口を設置するほか、資金繰り支援を中心とした金融支援や復興にむけた設備資金など県の特別融資制度の活用、信用保証 枠の拡大や行政による利子補給、保証料補給などの制度情報を提供し利用促進を図る。
- ・災害救助法、激甚災害法が適用された場合は、セーフティネット等融資制度の開始もあるので金融機関等関係支援機関と連携を十分とりながら支援していく。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を高知県並びに高知県商工会連合会等に相談し対応する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに高知県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町村

室戸市役所 防災対策課
〒781-7185 高知県室戸市浮津25番地1
TEL : 0887-22-5132 FAX : 0887-22-1120
E-mail : mr-011900@city.muroto.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに高知県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	550	550	550	550	550
・専門家派遣費	150	150	150	150	150
・セミナー開催費	300	300	300	300	300
・防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、事業収入、室戸市補助金、高知県補助金等
ただし、上記経費の内、専門家派遣費やセミナー開催費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣機関や連携する損保会社が無償等で派遣応諾頂いた場合には、当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

